

《論文》

都市コモンズとしての屋敷林とその管理
—東大阪市今米地区・川中邸を事例として—

小林 基（摂南大学国際学部）・中塚 華奈（摂南大学農学部）

要旨

本稿は、東大阪市の川中邸屋敷林における集団的な保全・管理の取り組みを紹介し、「私有地とみなされている緑地空間がいかに都市コモンズへと開かれるのか」という問いについて検討する。川中家は1980年代から市民や行政を巻き込んだ屋敷の管理に取り組み始め、市民団体とボランティアのネットワークを形成している。屋敷林内の木材を活用した肥料や燃料の供給源としての伝統的な利用は途絶えていたが、マダケやドングリの新たな資源利用の場、市民活動・イベントの拠点、ボランティアの活躍と憩いの場などとして機能している。屋敷林の集団的な管理は、こうしたあらたな価値の開発をとともなう創造的かつ流動的なプロセスである。

I はじめに

1. 本稿の問題意識と研究目的

(1) 都市コモンズとしての緑地空間

資本主義のなかで私有化され、所有物として囲い込まれてしまった資源をふたたび公共の管理下に戻すことによって、その持続的な管理・保全を進めることの重要性が見直されている。たとえば、宇沢弘文は、社会の存続要件として重要な自然環境や、持続可能性につながる一連の文化・制度的慣習などを、「社会的共通資本」として再定義し、これらが資本主義の中で劣化しつつあるため、守り継いでいく必要があることを説いた(宇沢 2000)。1950年代から展開してきたコモンズ論は、有限な資源をコミュニティの中でいかに保全・管理するかという具体的な問題に取り組んできた(Ostrom 2009)。2010年代においては、従来のコモンズ概念の再定義が進められ、都市におけるインフラなどの人工物、

知識・技術といった無形物をも包含するものへとその意味が拡張されてきた(斎藤 2020; 中塚 2023)。

都市政策上、「緑地空間」と位置付けられるような森林・農地などとして利用される土地は、炭素ストックによる地球温暖化の防止やヒートアイランドの緩和、生物多様性の保全や景観美化など、多面的な機能を有するとされており、その公益性についての再評価が進んでいる(グリーンインフラ研究会ほか編 2017)。特に2010年代以降、都市農業振興の政策的推進やグリーンインフラに関する検討が始められるなど、行政府レベルにおける都市内緑地の再評価が進んできた(饗庭 2010; グリーンインフラ研究会ほか編 2017)。この背景には、国内全体で都市内の空き地・空き家が増加し、人口減少にともなう都市縮退に関する議論が活発化していることが挙げられよう。

他方で、これらの緑地は依然として私有地であり、所有者の意思によって自由に処分できると認識されているといえる。1974年には、過度な都市開発による生活環境の悪化が問題視される中で、都市緑地法が施行されたが、三大都市圏ではその後も緑被率の大幅な減少が続いた。たとえば、横浜市における緑地空間は、1960年から2000年までの間に76% (約7,600ha)も消失した。こうした緑地空間の喪失は、主に農用地・樹林地といった「私有地」が宅地などの都市的土地利用に転換することで生じてきた。

松尾(2018)は、日本における土地所有観の起源が、明治政府による地籍調査と地券の発行にまで遡ることを指摘した。政府内では、都市化が進む中で土地が持つ公的性質をふまえた所有権の再考が必要と考えられながらも十全に議論されることなく、都市開発にともなう土地の売買がなし崩し的に進む中で、所有者がいかように処分してもよい私有地の考え方が浸透してしまったことを明らかにしている。

私有地に囲い込まれた緑地空間を公共へと開くことは容易ではない。たとえば、イギリスやアメリカの都市内園芸(urban farming)について検討したTornaghi (2014) は、一見して市民が主体となって運営している場合においても、その土地が資本によって所有されているならば、都市内園芸が真に対抗的な意義を発揮しえないということを論じている。都市内園芸を均質なものとみなし、食料主権や環境保全に貢献するものと通り一遍に評価するのではなく、それぞれの事例がおかれた文脈を注意深く把握し、土地をめぐる政治について検討することの重要性を説いている。

また、緑地空間の公共的な管理を「誰のために」行うのか、ということについても慎重に検討する必要がある。経済地理学者のデイヴィッド・ハーヴェイは、都市におけるコモンズについて、受益者の流動性や領域的なスケールの広大さの問題を指摘している(Harvey 2012・2019)。たとえば、地球環境保全のための取り組みを特定の地域で実施する場合、その取り組みが当該地域における住民の資源利用を制約してしまうというジレンマが発生することがある。単純化すれば、グローバルに広がる受益者のために、ローカルな主体にとっての利益が犠牲にされるケースがある。都市に所在するコモンズ(都市コモンズ)をめぐることは、こうしたスケールについての議論にも目を配る必要がある。

私有化された緑地空間を保全するために、その管理をいかに公共へと開くかについては、今後、たくさんの事例について考察し、議論を重ねていく必要があるだろう。本稿は、東大阪市今米地区の川中邸屋敷林を事例に、屋敷林の管理をその所有者が他の人々へといかに開いていったのか、その経緯を明らかにし、今後の緑地空間管理・保全についての検討を深めるための一助とすることを目的としたい。

(2) 屋敷林の意義・位置づけとその変遷

屋敷林は地域の気候風土を反映した伝統的景観の態様として研究対象にされ、評価されてきた。たとえば、日本の文化地理学では、富山県の砺波平野を中心に散居村の典型的な景観の一つとして研究されてきた(神品 2023)。2017年に世界農業遺産に登録された宮城県大崎地域における農耕文化景観「大崎耕土」においては、当該地域における農耕システムの中で屋敷林が位置づけられており、地域ごとに樹種構成も多様であることなどが研究されている(不破・瀬戸 2021)。

屋敷林の意義やその管理について検討した神品(2023)によれば、一般に、屋敷林は薪や落ち葉を採取するための森林として利用されてきたが、燃料革命や農業技術変化によって、現代ではそのような経済的価値が失われてしまっている。さらに保全・管理という観点からみると、屋敷林は入会林野などの共有地とは異なり、私有地の中にあるため、所有者以外の人々がかかわって共同管理することが難しいということを指摘している。

しかし、薪炭や緑肥の供給源としての意義を失ったとはいえ、屋敷林をめぐっては、その重要性が認められている。ただし、現実的に管理が難しいことから失われてしまう傾向にあることも事実である。原田・佐藤(2023)は、山形県置賜地方における屋敷林の滅失・残存条件について検討している。これによると、地形的条件としては氾濫原において、また、家屋密集地において、屋敷林が消滅しやすい傾向が解明された。当該地域の住民たちは、防風・防雪、夏に涼しくなるなどの屋敷林の価値を認めているものの、一方で管理の大変さや倒木のリスクについて危惧していることが分かった。また、屋敷林の消滅は家屋の増改築にともなって発生しやすい傾向があるということが分かった。

武田(2021)は、愛知県の郊外農村における屋敷銀杏のクールアイランド効果について、地域住民の実感と客観的な測定結果の両面から検討した。この結果、屋敷銀杏は主観的にも客観的にもクールアイランド効果を生み出していることが解明された。他方で、銀杏の古木化、銀杏(イチヨウの種子)の商品価値の喪失、においや落ち葉管理の発生などが住民から問題視されており、もはや不要という見方も広まっていたことが分かった。

これらの論文では、屋敷林には実質的な環境改善効果が認められ、しかも、その価値は屋敷林を所有・管理してきた地域住民の間でも共有されていることが解明されつつも、管理の難しさから屋敷林が失われていることが示唆されている。

本稿で扱う屋敷林は、課題を抱えながらも、地域のコミュニティや、さらにコミュニティを超えた様々な人々と協働して屋敷林の管理保全を続けてきた事例として貴重であると考えられる。以下で詳しく紹介し、検討していきたい。

2. 研究対象と研究方法

本稿の研究対象は、東大阪市の川中邸およびその屋敷林である。川中邸屋敷林は市街地に孤立的に存在する屋敷林であるが、所有者一家は市民を巻き込んでその管理保全に努めてきた。屋敷林は集落単位で存在している場合が多いためか、このように孤立した形態のものは、過去の研究ではあまり取り扱われてこなかった。本稿は、熱心な活動家でもある川中家のA氏へのインタビューと、川中邸内でのイベントへの参加を通じて得られた情報をもとに記述する。調査は、2023年6月3日、2023年6月10日、2023年9月10日の三回行った。

II 川中邸と周辺地域の概要

1. 川中邸屋敷林の位置と概要

川中邸は東大阪市の東部・今米地区に所在する邸宅である。その敷地面積は5,000平方メートルにおよび、敷地内には雑木林が繁茂している(図1)。この雑木林に囲まれた母屋「川中家住宅主屋」と離れ座敷「川中家住宅離れ」は、2006年11月に国の登録有形文化財に指定されている¹。また、川中邸には、大和川付け替え時の大和川流域を描いたとされる「河内扇」や、付け替えにかかわった幕府役人と庄屋を描いた「大和川付替成就御礼之図」をはじめ、貴重な近世・近代文書が多数受け継がれてきた。



図1 雑木林に囲まれた川中邸

(2023年6月10日筆者撮影)

屋敷林の樹種構成は、落葉樹のムクノキ・エノキ、常緑樹の高木(クロガネモチ・アラカシ)、準高木(アキニレ・イスノキ・トベラ・マダケ・クスノキ・ヤブニッケイ)、低木(ヤブツバキ・ネズミモチ)、植栽された樹木(ウメ・モモ・サクラなど)である。また、草本、キノコ、コケ・シダ類もあり、小動物と野鳥などのすみかにもなっている²。



図2 「河内扇」(複製品)

(川中家提供)

今米地区は、東大阪市の市街化区域にあたり、用途地域としては準工業地域に指定されている³。当

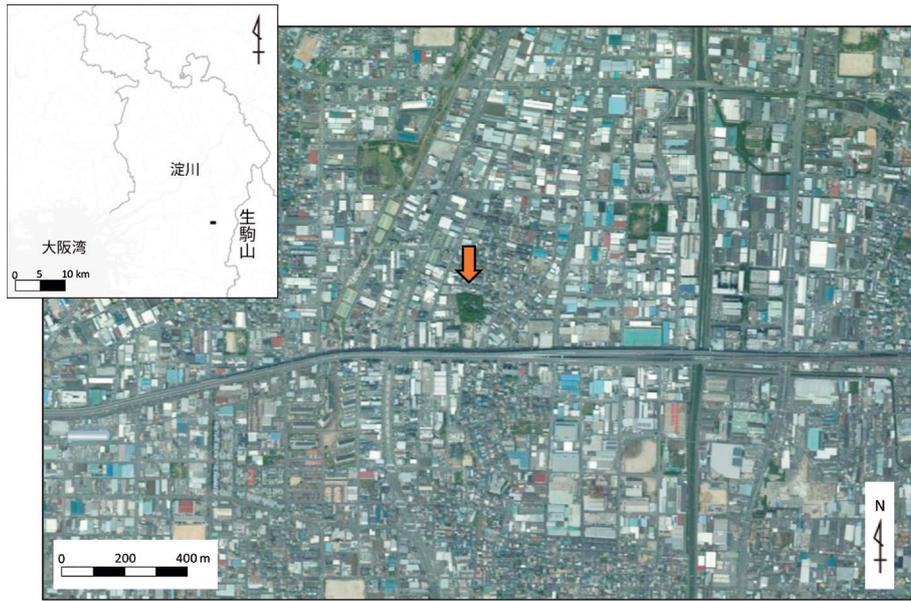


図3 川中邸の周辺地域

(地理院地図により筆者作成)

該地域には住宅と中小規模の工場がモザイク状に併存しており、いわゆる住工混在地域とも言い換えうる。川中邸は東大阪市内で唯一の屋敷林であり、空中写真で当該地域をみると、川中邸の部分に集中して樹木が分布し、周囲は概ね道路や建造物に占められていることが明瞭に分かる(図3)。ただし、当該地域にはもともとたくさんの屋敷林が存在したというのではなく、都市化によって周辺の屋敷林が喪失したわけではない。20世紀半ばに米軍によって撮影された空中写真をみると、川中邸屋敷林はやはり今米集落の唯一の屋敷林であり、周囲は中小の家屋と水田が広がる景観であったことがわかる(図4)。



図4 戦後まもなく(1948年)の今米集落周辺を撮影した空中写真

(国土地理院提供)

2023年現在、川中邸の所有者・管理者は、川中家の現当主(90歳代の女性)である。その長女であるA氏(70歳代)は、現当主の夫が亡くなった2000年代の末以降、屋敷と雑木林の保全のための団体発足や啓発活動に尽力してきた。本稿は主にこのA氏へのヒアリング結果に基づいて記述している。

当該屋敷林は高度成長期に資源の利用圧がなくなったため、高木が生い茂る状況となり、以前は多様な草本類が存在した林床が失われるなど、植生遷移が徐々に進んでいる。緑地景観保全の観点からは、成長する樹木を管理するための剪定や間伐などの施業を常に必要とする状況であるが、それをいかにして持続的に行っていくかが根本的な課題となってきた。一方で、川中邸は、様々な団体の活動拠点やイベントの場として利用されているほか、後述の通り地域内外の人々と多様なかかわりを持つに至っている。

以下、次節では東大阪市域の開発過程と川中邸のあゆみについて、簡単に紹介する。IIIでは、1980年代の特別緑地地区指定から2010年代までの屋敷林保全活動の展開を記述する。IVでは、主に2010年代の川中邸が地域とさまざまな関係を持ち、多様な「機能」を発揮してきたことを述べる。Vでは考察とむすびを述べる。

2. 東大阪市の開発と川中邸

東大阪市は、大阪府の中央部に隣接して東側に所在する人口約49万人(2020年国勢調査による)の都市である。本市の東部には生駒山地があり、北部には淀川が、南部には大和川が西流する。また、市域には南東部から北または北西にむかって、一級河川の恩地川・第二寝屋川、農業用水路の長瀬川が流れ、淀川へと合流している。

縄文海進期に、本市を含み大阪平野に広がっていた河内湾は、海面の低下とともに次第に縮小し、江戸時代には河内の中部から北部にかけて湖沼(新開池・深野池)を残す形となった。生駒山地からこれらの湖沼に向かって当該地域を貫流していた中小の河川が、近世中期に新大和川へと付け替えられると、当該地域の内水氾濫が減少し、農業用地として開墾が進んだ⁴。

1703年～1704年に行われた大和川の付け替えは、河内地域の水利条件を大きく変容させ、大規模新田開発の道を開いた⁵。川中邸の歴史は、当該地域の新田開発の展開とともにあったといえよう。東大阪市区を含む河内国の北・中部は、近世の新田開発期以降、新たな農村地域として発展を遂げた。新田では半田、島畑という、稲と河内木綿の同時栽培が行われ、当該地域の特産物となっていった。また、この地域では、屋敷林は長らくの期間、燃料やたい肥の供給源として利用され、経済的に重要な意義を持っていたと考えられる。

20世紀半ばの高度成長期になると、当該地域は住宅地の無秩序な拡大と多数の工場の進出によって農地の大規模な改廃が起り、住工混在地域へと変貌した。都市化にともなって、屋敷林はたい肥や燃料供給源として利用されることがなくなった。

III 川中邸屋敷林の保全活動の展開

1. 特別緑地地区指定と管理体制の構築

本章では、1980年代以降の川中邸屋敷林の保全活動の展開について記述する。川中邸屋敷林の面積

は大きく、その管理には莫大な費用を要する。川中家が屋敷林を「都市内緑地」として管理保全する体制の構築を模索し始めたのは、現当主の義父(夫の父)が他界したことをきっかけとしている。この義父は、屋敷を処分するのではなく維持することを遺言とした。このとき、今後の川中邸の屋敷と雑木林の管理をめぐって家族会議が行われた。川中家は、民間の助成金を得て屋敷林管理を支援を仰ぎつつ、行政府に働きかけて公益性を有する施設として管理委託する道を検討し始めた。

①大阪府による「今米特別緑地保全地区」指定

まず、行政府への働きかけとして、川中家は大阪府に対して管理への協力を依頼することにした。このとき、府は東大阪市の窓口へ相談するようにと助言し、一家はこれに従った。しかし、市は「当市は生駒山に隣接しているため、これ以上の緑地空間を市街地に確保する必要性がない」として、川中家の協力依頼を退けた。

表1 川中邸に関する出来事

年次	出来事
1703～1704	大和川の付け替えと川中新田の開発
1984	9月 大阪府により屋敷林が今米特別緑地保全地区に指定される。
1985	「今米緑地保全会」が結成される。富士グリーンファンドに応募し、採択される。
1987	冊子『屋敷林』を発刊する。
1989	「大阪みどりの百選」に川中邸が選出される。
2005	4月 東大阪市が中核市となる。屋敷林管理事業が府から市へ移管される。
2006	11月 母屋「川中家住宅主屋」離れ座敷「川中邸離れ」が国の登録有形文化財に登録される。
2009	「第一回 美杜里乃舎『愉会』」を開催する。
2012	「屋敷林を護る会」が発足する。
2014	1月 クラウドファンディングに成功し、『中甚兵衛物語』を発刊する。
2015	A氏が緑綬褒章を受章する。
2017	5月13日 まちライブラリー「美杜里乃舎ライブラリー」が川中邸に開設される。記念イベントを開催する。
2019	「全国屋敷林ネットワークの発足」、川中邸がメンバーに加わる。 6月 一般社団法人「日本伝統建築技術保存会」事務局が川中邸に置かれる。
2023	4月 第1回子ども自然教室を開催。 6月 第2回全国屋敷林ネットワークシンポジウムが川中邸で開催される。

(A氏へのヒアリングに基づき筆者作成)

そこで、川中家がふたたび大阪府に相談をもちかけたところ、府は上記の事情を踏まえ、川中邸の管理に協力するとの返答をした。この結果として、1984年9月、屋敷林を含む5,000平方メートルの敷地が特別緑地保全地区として指定されることになった。本制度は1973年に施行された都市緑地法を根拠としており、都道府県知事が市街地における重要な緑地地区を保全対象として指定することにより、当該地域の開発行為を規制することができるというものである。この「今米特別緑地保全地区」は、大阪府内における特別緑地保全地区の第一号となった⁶。緑地地区指定後には、当時の岸^{さかえ}昌知事が川中邸を訪問・見学したという。また、川中家に引き継がれてきた絵図や文書類が府によって引き取られた。これ以後、府の公式の事業として屋敷内の雑木林の管理がなされることになった。

②近隣住民を中心とする「今米緑地保全会」結成と富士グリーンファンド助成金

1985年、現当主が中心となり、富士フィルムグループが自然保護を目的に創設した公益信託である「富士グリーンファンド」の活動助成金に応募し、採択された。このとき、補助金の受け皿になる

ための団体を組織する必要が生じたため、近隣住民に呼びかけてメンバーとなってもらい、「今米緑地保全会」というグループを立ち上げることになった。このグループは、現在に至るまで、ボランティアとして屋敷林管理を手伝ってくれているという。2023年現在のメンバーは17名である。

助成金を屋敷林の管理費に回すと同時に、1987年には『屋敷林』という冊子を発行した。動植物の知見を有する人々の協力を得て、川中邸に生息する動植物のリストを作成、掲載したものである。府の特別緑地地区指定が決まると、この冊子の続編発行が決まり、府の資金によって編集・刊行された。現当主は、それまでに朝日新聞の地方版に「屋敷林の四季」という連載をしており、その記事を集成して掲載したという。

その後、さらに、1989年には大阪府民によって「大阪みどりの百選」が投票によって選定され、川中邸屋敷林も入選することになった。このとき、緑地としての重要性が市民にも一定程度認識されていたことがわかる⁷。

以上のように、1980年代には特別緑地地区指定により、大阪府の事業として屋敷林を管理してもらうほか、民間助成金への応募をきっかけに、管理に協力してくれる近隣の人々の団体が形成された。しかし、2005年4月、東大阪市が中核市となったことによって、川中邸屋敷林の管理事業は大阪府から東大阪市に移管されることになり、事業および予算規模の大幅な縮小をみることとなった。これにより、屋敷林管理の体制は新たな形態を模索することになる。

2. 保全団体のさらなる展開

その後、川中邸屋敷林の管理体制は大きく変容し、市民団体やボランティアとの協働が大きく展開していくことになった。これには2007年1月に現当主の夫が亡くなったことにもとない、現当主と長女のA氏が今後の川中邸の管理をどうするか検討しなおしたことがきっかけとなっている。

現当主の夫は、生前、邸内に人を招くことをあまり快く思わなかったこともあり、市民を頼る発想には至らなかったという。しかし、この当時、屋敷林の施業は造園業者に委託して行っており、その費用は莫大であった。毎年敷地の4分の1程度を整備する費用を捻出し、4年間のローテーションで実施していた。しかし、これでは管理が追い付かなくなっており、市民やボランティアに屋敷を開くことを本格的に検討し始めることとなった。

A氏は20歳の頃からつづけてきたピアノ教室の講師を辞め、淡路島にある兵庫県立淡路景観園芸学校の生涯学習課程を受講し、園芸に関する知識を深め始めた。また、この課程を通じて兵庫県内のNPOや市民団体、緑化に関心がある人々をつながりを得て、屋敷林管理に際してさまざまな情報交換ができるネットワークを形成した。同時に、友人・知人に働きかけて、屋敷林の施業を手伝ってもらえる人や団体探しに協力してもらった。

①NPOとの協働による「屋敷林を守る会」の展開

2012年、「屋敷林を守る会」（以下、「守る会」と略記）が発足し、敷地内の大規模な保全・整備事業が行われるようになった。

この当時、屋敷林は、樹木の剪定が行き届かないこと、マダケとトウチクが繁茂して他の樹木を侵食していること、立ち枯れしている樹木が放置されていることなどから、旧来の景観と植物相を維持することが難しい状況となっていた。これは、森林への利用圧がないことから植生遷移が進んでしまうことにより生じる問題であるといえる。このため、種々の施業によって人為的に従来の景観を維持する取り組みを行う必要があったが、従来のボランティアには造園事業者並みの技術を持つ人はいない状況であった。

2012年、A氏は、「友人の知り合いの知り合い」として、当時「NPOみどり大阪」という団体(2023年現在は解散)の理事をしているB氏を紹介してもらった。B氏は実家が造園事業者でもあったことなどから、チェーンソーを使えるなど屋敷林の施業に必要なスキルを有していた。「守る会」はこの人物の呼びかけにより結成が実現し、2023年現在に至るまで川中邸屋敷林の管理を担うメインの団体として活躍している。メンバーは、同じく東大阪市の出雲井町にある枚岡神社を拠点に活動している「ひらおかの森を守る会」という市民団体のメンバーが中心となっている。B氏は同団体ともつながりがあったため、メンバー集めがスムーズに実現できた。2023年現在、メンバーは30名である。

A氏は「守る会」と10年がかりで屋敷林の整備を実施していくという計画を立て、樹木の間伐や枯死木の撤去、階段や散策路の整備、あたらしい樹木の植樹などを次々と実現してきた⁸。「守る会」は、毎月第三土曜日を活動日として欠かさずに活動を継続しており、さらに30代の男性、40代の女性、40代後半くらいの男性の若手三名が積極的に仕事をしてくれるため、今後も屋敷林管理の要としての活躍が期待できるという。

②高齢者大学校を契機とする「美杜里の会」の活動展開

「美杜里の会」は、NPO法人大阪府高齢者大学校が東大阪市で開講していた歴史の授業の履修生たちを中心に結成された団体である。当時、この授業の講師がA氏の祖父と親しい人物であったため、学生たちに川中邸の清掃ボランティアを呼び掛けてくれた。これをきっかけに、7期目の履修生たちが中心となって屋敷林の清掃活動をしてくれるようになった。その後、東大阪市が年に2回ほど広報誌を通じて一般市民に参加を呼び掛けてくれたため、メンバーが増えていった。

川中邸は、「美杜里^{みどりのや}乃舎」という屋号を持っている。この屋号は、近世後期に備中国の吉備津神社の宮司である藤井高尚によって付与されたものとされる。藤井高尚は国学者として関西各地に逗留して講演を行い、川中邸もその一つの拠点であった。「美杜里乃舎」は、藤井高尚の滞在中、国学のサロンようになっていたと考えられることから、この名前を冠した団体を結成することとなった。また、A氏が中心となって毎年2回実施してきた「美杜里の会」は、3月～6月、10月～12月の毎週火曜日を活動日とし、落ち葉かきやゴミ拾い、水やりなどの作業をする。2023年現在のメンバーは10名程度である。

「美杜里の会」の会員には、前職が技術者であったことから、手仕事を得意とするメンバーもいる。電柱を立てる仕事をしてきたために地面に穴を掘ることが得意な人、ドラム缶を切断するのが上手な人、シルバー人材センターで剪定作業員として勤める人もいる。「美杜里の会」は、こうした手仕事を活かして活躍する場ともなっている。

メンバーにとっては作業後の「お茶会」が楽しみであり、その時間に近況について話したり交流を深めたりする。メンバーは近隣住民ではなく、市内の他の町や地区から自転車で来る人が多い。2023年現在、メンバーの多くは70歳代であるが、80歳を超えるメンバーの中には、毎回徒歩で一時間かけてやってくる人もいる。また、年に一度の遠足も、メンバーにとっての楽しみの一つである。

③大学・研究者・学生との連携

川中邸は近隣の大学の建築学系研究者らから注目され、さまざまな連携事業がなされてきた。これには、近畿大学、大阪商業大学、大阪産業大学、大阪市立大学(現・大阪公立大学)の教員・学生たちとの協働が含まれる。東大阪市が「美杜里の会」のボランティア募集を呼びかけると、近畿大学や大阪商業大学といった近隣の大学から、たくさんの学生が自転車に乗ってかけつけてくれたという。

大阪産業大学は、デザイン工学部の教員が中心となって結成した学生たちの団体「地元のEもん・Aとこづくりプロジェクト」が、川中邸に関する紹介やイベント用の各種パンフレット・チラシ等を発行してくれた。また、近畿大学の教員は定期的な植生調査を何度も実施し、敷地内の樹種構成やその変化について成果発表をしてくれたという。

2019年には、九州大学名誉教授の石村眞一氏の呼びかけにより、「全国屋敷林ネットワーク」が作られ、川中邸もそのメンバーになるよう呼びかけがあった。同年秋に第一回の全国屋敷林ネットワークのシンポジウムが砺波平野の散居村にて開催され、2023年6月には、川中邸にて第二回シンポジウムが開催された。第二回は、学識経験者や市民活動家、近隣住民など30名ほどが出席し、屋敷林の意義や重要性を再確認する会となった。

一方、このような大学、研究者とのかかわりは、2020年に生じたCOVID-19のパンデミックによって停滞しており、今後の展開は不透明な状況となっている。

IV 川中邸屋敷林と地域の人々とのかかわり

1. イベント

本章では、地域の人々と川中邸屋敷林とのかかわりの諸相を、イベントやモノ、場所といったさまざまな視点から記述したい。まずはイベントを紹介するかかわりを紹介する。

①美杜里乃舎「愉会」

「愉会」はA氏が2009年より毎年二回企画し、2020年までの間に20回開催されたイベントである。川中邸を舞台に、音楽家を招いてコンサートをしたり、落語家を招いたり、マダケを使った工作体験会を行うなど多彩な活動をしてきた。入場料は各回とも無料であったという。

こうしたイベントに際しては、「美杜里の会」メンバーのほか、他の地域の市民団体とも協働して準備と運営にあたってきた。たとえば、第13回や第16回では、近隣の鴻池新田会所の市民団体「東大阪・鴻池JAZZ実行委員会」の紹介でジャズの演奏家を招くことができた。

また、子ども向けの木工細工体験をする際には、竹細工の講師をしてくれる人たちを「生駒ネイチャー・クラフト・クラブ」という団体から派遣してもらった。同団体は東大阪市内の枚岡公園を

拠点として活動する市民団体であり、木工体験教室を開いている。

このように、「愉会」は東大阪市内の複数の団体と協働して行ってきた。これらの提携団体からは一方的に助けをもらうのではなく、たとえば、鴻池新田会所でイベントがあるときには、A氏が受付係として手伝いに行くという関係ができており、互助的なつながりとなっている。また、生駒ネイチャー・クラフト・クラブには、竹などの材料を川中邸から提供しているという。

②子ども向け企画

とくに2020年に発生したCOVID-19のパンデミック以後は、「愉会」が中断されてしまい、イベント企画が低調となってしまった。2021年以後、子ども向けの企画に絞り込んで、これからの社会を担っていく人たちに自然の良さを体験してもらうことをコンセプトにイベントをつづけていきたい、とA氏は述べている。「美杜里の会」と「屋敷林を守る会」では、2023年より4月と10月の年に二回、「子供自然教室」を開催し、「子ども達に少しでも自然に触れる体験が出来るよう」なイベントにしていく予定である。2023年4月1日には、クヌギ原木へのシイタケの菌打ちと工作の体験イベントを実施した⁹。また、12月には、どんぐり拾い(奈良公園のシカのエサ)、クリスマス・リース手作り体験を実施する。

③小学校の社会科見学

パンデミック以前の2010年代には、毎年9月に近隣の東大阪市内立北宮小学校の四年生の社会科見学を毎年受け入れてきた。例年三クラス90人程度である。川中邸の歴史、紙芝居、屋敷林の植物の紹介、防災(治水)講座の四つをボランティアが担当し、子どもたちにレクチャーした。2020年～2022年の間は中断していたが、2023年度9月には復活する見込みである。子どもたちには特に植物講座が好評で、ムクロジの泡立て体験を楽しんでいたという。

④イベントスペースとしての川中邸

このほか、川中邸は、日本画展や歴史関係の講演会など、ことあるごとにイベントスペースとしての貸し出し依頼があるという。これは川中邸が貸し出し可能な古民家・有形文化財という認識が広まっていることによるという。

2. マダケとドングリ

①マダケ

敷地内には竹林があり、樹種はマダケである。マダケは他の種類のタケにくらべて、まっすぐで柔らかく、加工に向いている。川中邸は、マダケの便利な供給源として活用されている。東大阪市内の七つの神社(春日神社、栗原神社、宇波神社、川俣神社、六郷神社、大津神社、なか神社)にマダケを提供している。その用途は、盆踊りのやぐらの材料用と、正月の門松などである。やぐら用の提供が始まってからは、とくに細い竹材を必要とすることが分かり、A氏は以前ならば切り倒していた細い竹をあえて残すようにしているという。

従来、これらの神社は生駒山に竹を調達しに行っていたが、運搬に便利であり融通も利くために

川中邸に依頼するようになった。

公有地に生えている竹は利用が難しく、私有地である川中邸のマダケは重宝されている。先述の通り、生駒ネイチャー・クラフト・クラブのほか、岸和田市の蜻蛉池公園を活動拠点とする「蜻蛉池公園夢の森づくり隊」にマダケを提供し、同団体の竹かご細工教室の材料として利用している。A氏はこの団体の活動に毎月参加して竹かご細工のスキルアップを目指しているところである。このほか、地元の鴻池幼稚園や小学校の学童保育には、七夕の時期に竹を提供する。七夕の時期には、通りすがりの人が竹をもらいに來ることもあるという。

過去には、東大阪市役所からも、イベントに使用する竹材の提供について打診があった。竹や植物の提供に関する相談が寄せられることが多い。

② ドングリ

毎年12月には敷地内でドングリ拾いのイベントを実施し、年明けの1月半ばに奈良公園にシカたちのエサ用に運搬、寄贈する取り組みを続けてきた。奈良公園へのドングリの提供自体はA氏の父が始めたことだが、イベント化したのは2010年代になってからのことである。敷地を開放して市民たちとドングリ拾いを行うほか、クリスマス・リースづくり体験も同時に企画・実施している。

このイベントを始めてから、川中邸の敷地内だけではなく、人々がさまざまな場所からドングリを持ってきてくれるようになり、毎年100kgほどが集まって、奈良公園に提供できている。どングりのほか、たけのこや剪定した葉っぱなども提供する。

従来はビニール袋に入れてドングリを奈良公園まで運んでいたが、このイベントを知った地元の若江岩田商店街の米屋から、精米後に不要になった米袋を提供してくれるという申し出があり、それ以来この米袋を貯蔵・運搬に使用している。大変丈夫であり、竹や木の枝を入れても破れないために便利である。

3. 拠点としての川中邸

① 一般社団法人「日本伝統建築技術保存会」事務局

A氏は、500万円の補助金を得て屋敷の柱や壁の補修、改築を行った。このときに川中邸の工事を手掛けたのは株式会社鳥羽瀬社寺建築であった。この企業は一般社団法人「日本伝統建築技術保存会」の会員であり、当時の社長がこの団体の会長に就くこととなった。このとき、日本伝統建築技術保存会は事務所を置く場所を探しているところであり、川中邸に対して打診があった。2019年、A氏がこれを承諾したところ、会長は敷地内にあったプレハブをきれいに修繕して使用できるようにし、事務局をそこに置くことになった。会長は週に数回川中邸を訪れるが、その際には必ず、川中邸の管理費に回すための寄付金を募金箱に入れてくれるのだという。

② 一般社団法人「河内観光局」事務局

河内観光局は、旧河内国にあたる地域の歴史・文化についての情報を収集し、写真展や講演会の企画運営を通じて情報発信を行う団体である。川中邸は河内地域の国登録有形文化財であり、当該

団体から事務局設置の打診を受けることになった。A氏は当該団体のイベントの企画・運営に積極的に参画し、旧街道沿いに河内地域を徒歩で縦断したり、域内の自治体担当者に掛け合っ、各市の観光パンフレットを収集したりした。当団体は、東大阪市内にある大阪府立図書館の中央館にて河内地域の歴史にまつわる写真展を開催した。結果としてかなり盛況であり、100部ずつ用意した河内地域の自治体の観光パンフレットは次々と品切れになったという。

③「美杜里乃舎ライブラリー」

まちライブラリーは、森記念財団の磯井純充氏が提唱したまちづくり手法の一つである。地域の人々が自分の好きな本を持ち寄って図書館をつくり、本を借りた人はあらかじめ本に挟まれているカードに読んだ感想を書き足していく。本をきっかけにネットワークやコミュニティが生まれるという仕組みである。まちライブラリーは近畿地方を中心に全国に普及している。まちづくりにかかわるあるNPOの代表と建築技術者が、A氏に対し川中邸にまちライブラリーを置くことを打診し、「美杜里乃舎ライブラリー」と名付けられることになった。2017年5月13日の開設に際して、30名もの人々が河内地域に関連する内容の本を持ち寄り、また、河内地域にちなんだ紙芝居を披露する人も二名ほど現れた。

4. 保全活動の参加者たち

美杜里の会の結成から10年が過ぎ、70歳代以上のメンバーが大半となり、お互いの会話の中で腰や膝が痛いとか、病気や健康に関する話題が多くなった。先述のとおり、あえて歩いたり自転車に乗ってやってくる人たちが多く、活動が外で体を動かすよい機会となっている。また、メンバーたちにとって、清掃作業後のお茶会が楽しみとなっており、家族以外の人たちと交流する機会ともなっているようである。現在では、一人暮らしの認知症のメンバーもおり、行き帰りが無事かどうか心配なため、メンバー間でメッセージアプリ(LINE)を使ってこまめに連絡を取るようになっている。

メンバーにとって、前職で得たスキルを発揮したり、社会貢献をすることが喜びとなっている。穴を掘ることや樹木の剪定のスキルを持つ人が活躍していることはすでに述べた通りである。また、一級建築士の資格を持つ80歳代のメンバーは、敷地内の測量を精密に行い、すでに作成されていた川中邸の図面が間違っているのではないかと疑っている。一人で何度も計測し直し、その都度A氏に中間報告をするのがルーティンとなっている。美杜里の会のメンバーは、川中邸の中でのびのびと活動し、A氏はそれをおおらかに受容している。

5. 動物たち

①タヌキ

いつの頃からか、敷地内の小屋にタヌキの一家が住み着いた。すでに代替わりもしているようである。タヌキは川中邸の屋根の上に登り、座っていることもある。社会科見学で来訪した近所の小学生たちが、「タヌキを見せて」といって、川中邸に再訪してくるといふ。タヌキはフンをして臭うこともあるが、放っておくと虫たちが分解してなくなってしまう。

秋になると、タヌキは銀杏の種皮だけを食べて、胚乳の部分を残して捨ててしまう。人にとって

は、皮をむく手間が省けて、大助かりである。タヌキの噛み跡が残っていることもあるが、煮沸すれば問題なく食べられるという。

②ネコ、イヌ、ウサギ、鳥たち

敷地内に、ペットを放棄していく人たちが絶えず、A氏はこれまでにたくさんの動物たちを保護している。あるとき、捨てられたネコが屋敷内に入り込んできた。このネコは鼻水と涙を垂らして、病気のような様子だった。病院に連れていき、治療をしてもらい、病気は治癒した。A氏は鼻水と涙を垂らしていたことから、ネコをタラと名付けて飼っていた。18年ほど生きていたという。このほかにも、白血病のネコを保護したが、やがてなくなってしまった。イヌやウサギ、鳥が捨てられていたこともあるが、いずれも病気になっている場合が多かったという。なお、A氏は保護して亡くなった動物たちを丁重に弔うよう努めてきた。

6. クレーム、迷惑行為と取り締まり

市民団体とともに屋敷林を管理し始めてから、不法投棄が減ったという。以前は、風呂おけや、タイヤ12本が捨てられていることもあった。迷惑行為について警察に相談すると、「お宅の管理も悪い、塀を立てるべきではないか」という注意を受けてしまうこともある。

他方、近隣からは落ち葉やヤブ蚊が多いというクレームが市役所を通じて寄せられることも多くなってきた。A氏はご近所にタケノコを配ったり、イベントに呼んだりして交流を促してきた。

V 考察

序論で述べたように、屋敷林はその価値が認識されていながらも維持することが難しく、失われる傾向にあることが指摘されている。ここでは、川中邸屋敷林が地域の中で果たしている「公益的機能」の特徴と、保全活動の展開・継続との関係について詳しく検討してみたい。

ハーヴェイが指摘したように、都市コモンズをめぐるスケールの政治には、「生物多様性の涵養」や「炭素ストックによる温暖化の抑制」などといったコモンズのグローバルな価値づけと、ローカルな維持・管理・利用にかかる主体との利害の対立という問題が含まれる。簡単に言い換えれば、ローカルな地域の利害とグローバルな大義名分との齟齬が、都市コモンズの維持管理を困難にするといえる。この点を踏まえつつ本稿の事例について考察してみたい。

一般的に、燃料革命や農業技術変化によって、屋敷林は薪や落ち葉といった自然資源の供給源としての役割を喪失している。これは、もはや屋敷林がローカルな生産／再生産活動に寄与しなくなったという点で、一つのローカルな価値の喪失ととらえることができる。とはいえ、先行研究が指摘するように、屋敷林のクールアイランド効果や景観美化といった価値は依然として存在する。ただし問題は、そうした価値が屋敷林を維持する動機付けとして必ずしも十分に機能しない可能性があるということであろう。

川中邸屋敷林の保全の展開は、川中家の前々当主が残した遺言に基づき、屋敷を維持し続ける方策を一家が模索したこと、これに行政が反応を起こしたことが、大きな契機となった。景観美化や環境保全を掲げる大阪府の特別緑地保全地区に指定されたことにより、公的な支援を得て屋敷林を維持

管理することができるようになった。

しかし、行政府による支援に依存できる状況は長く続かなかった。東大阪市の中核市化にともなう管理事業の移管により、行政府からの支援は縮小することとなった。

市民との協働による保全活動の展開は、現当主が富士グリーンファンドに応募するために近隣からメンバーを募って「今米緑地保全会」を組織したことに始まるが、その後A氏が屋敷の管理を主導するようになってから本格化する。A氏は自ら植物や園芸、木工作に関する知識や技能を習得する努力をしながら、緑地保全を担う「NPOみどり大阪」の関係者や地元の歴史に関心を持つ人々「美杜里の会」を巻き込み、集団的な保全管理体制を形成していく。ここでは、緑地保全や園芸・作庭など関係者が持つ個人的な興味・関心や技能、所属する組織や業界といった属性が、市民による保全活動の組織化につながる要素として大きかったことが想定できよう。

A氏が屋敷の管理を主導するようになってからは、屋敷林という空間それ自体が、様々な市民団体の活動拠点やイベントスペースとなり、そこを管理運営や参加者といったさまざまな形で来訪する人にとっての居場所としての役割を果たしている。さらに、ここで生み出されるマダケやドングリが、盆踊りのやぐらを作る近隣の神社や、木工体験を提供する市民団体、七夕行事を行う保育園や学童保育などに利用されるようになった。

こうしてみると、川中邸屋敷林の場合、土地に根差した生産／再生産活動のための資源利用とは異なるあらたな用途が、市民との協働によって開発されてきたことが注目される。近隣や外部から来訪する人々が、屋敷林に親しむ具体的な機会を得られることは、「生物多様性の涵養」や「炭素ストックによる温暖化の抑制」などのグローバルな価値づけではなく、むしろ、ローカルスケール、メゾスケールでの価値づけにも成功してきたと捉えることができるだろう。

以上を踏まえると、「私有化された緑地空間を公共へと開く過程」とは、多様な主体間の協働による新たな価値創造の営みであると言い換えることができよう。その過程の中で、コモンズが持つ価値は、「生物多様性の涵養」や「炭素ストックによる温暖化の抑制」といった定型的な価値、所与の価値におさまるものではなく、むしろ、ボトムアップ的・経路依存的に創造され、さらに絶えず流動していく価値でもあるだろう。

また、ひとたび公共へと開かれた緑地空間とその利用可能性が、それ以後も公共的な管理のもとで維持されるかどうかは必ずしも保障されない。コモンズとその利用可能性もまた、流動的なものとなるだろう。たとえば、川中邸はA氏の了解さえ得られれば、近隣の市民団体でも、通りすがりの小学生でも、マダケやドングリなどの資源を利用することができる。このようなアクセスの手軽さは、都市公園のように行政府が管理する公的な緑地空間では実現が難しい。一方で、こうしたアクセスの容易さが川中家によって恒久的に保障されるとはいえない。もしも所有者である川中家の一存により、川中邸が閉じられてしまったときには、もはや川中邸屋敷林からマダケを得られなくなるということもあるかもしれない。

以上、本稿では、川中邸屋敷林を事例としてコモンズとしての屋敷林管理の可能性について検討を進めることにより、その集団的管理において具体的な用途・価値を開発していくという創造的な性質について解明することができた。コモンズとしての緑地空間の管理をめぐることは、今後さらに事例研究を蓄積する必要があるだろう。

謝辞

本稿執筆にあたっては、川中家のA氏より多大なご協力をいただきました。厚く御礼申し上げます。

注

- ¹ 文化庁「国指定文化財等データベース」(<https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/101/00006032>、<https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/101/00006033>) (2023年9月9日最終閲覧)
- ² 川中邸敷地内の案内板(2004年10月、東大阪市による)に記載されている。
- ³ 東大阪市『東大阪市都市計画マスタープラン』(2023年3月)、16-17頁(https://www.city.higashiosaka.lg.jp/cmsfiles/contents/0000000/737/01_honpen.pdf) (2023年9月9日最終閲覧)
- ⁴ 同上
- ⁵ 安村俊史(2022)「大和川つけかえと中甚兵衛〜1〜」柏原市文化財課ホームページ, (http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2019082500023/?doc_id=11452#:~:text=%E4%B8%AD%E7%94%9A%E5%85%B5%E8%A1%9B%E3%81%A8%E3%81%AF%EF%BC%9F,%E3%81%A6%E5%AD%A6%E7%BF%92%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82) (2023年9月9日最終閲覧)
- ⁶ 大阪府「特別緑地保全地区の概要」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/11815/00272838/s07-06%20.pdf>) (2023年9月9日最終閲覧)
- ⁷ 大阪府「大阪みどりの百選」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/midorikikaku/toshiryokka/hyakusenn.html>) (2023年9月9日最終閲覧)
- ⁸ 東大阪市の情報発信をしている市民活動家によって、B氏へのインタビュー映像が記録・公開されている。「緑を守る！今米・屋敷林での活動」https://www.youtube.com/watch?v=iqS67PyT_L0 (2023年9月9日最終閲覧)
- ⁹ 「速報 子供自然教室を開きます！」(『屋敷林だより』ホームページ) (http://do-natteruno.com/con_b/b13/b13.html) (2023年9月9日最終閲覧)

参考文献

- 饗庭伸 (2015) 『都市をたたく 人口減少時代をデザインする都市計画』花伝社
- 石川幹子 (2001) 『都市と緑地—新しい都市環境の創造に向けて』岩波書店
- 宇沢弘文 (2000) 『社会的共通資本』岩波書店
- 入江彰昭・原田佐貴・内田均・竹内将俊 (2020) グリーンインフラとしての屋敷林「居久根(いぐね)」の多面的機能性に関する研究. 東京農業大学農学集報 65 (1) : 9-18. <https://cir.nii.ac.jp/crid/1050566774843830144>
- 神品芳孝 (2023) 関東平野北西部の集村集落における屋敷林の変化. 地学雑誌, 132 (3) : 197-216. <https://doi.org/10.5026/jgeography.132.197>
- 斎藤幸平 (2020) 『人新世の資本論』集英社
- 武田美恵 (2021) 農家の文化的景観の保全により得られる環境緩和効果に関する研究. 日本建築学会計画系論文集 86 (780) : 481-491.
- 中塚華奈 (2023) コモンとCSAが築く絆と場所—都市農家の新しいかたち—, 中塚華奈・榎田みどり・橋本卓爾編 『都市農業新時代：いのちとくらしを守り、まちをつくる』, 123-136, 実生社
- 原田佳苗・佐藤布武 (2023) 散居集落における周辺資源活用の変容と課題. 日本建築学会計画系論文集 88 (805) : 921-931. <https://doi.org/10.3130/aija.88.921>
- 不破正仁・瀬戸研太郎 (2021) 大崎耕土における屋敷林の構成とその分布に関する研究. EOS 34 (1) : 23-32. <https://cir.nii.ac.jp/crid/1050853334096155392>

- 松尾弘. (2018) 日本における土地所有権の成立：開発法学の観点から. 慶應法学, 41, 93-145.
<https://cir.nii.ac.jp/crid/1050282814032868352>
- Harvey, D. (2019) *Rebel Cities: From the Right to the City to the Urban Revolution*, London : Verso.
- Tornaghi, C. (2014) Critical geography of urban agriculture. *Progress in Human Geography*, 38 (4) : 551-567, 2014

**Homestead Trees and Hedges (*Yashikirin*) as Urban Commons:
A Case Study of The Kawanaka's Residence in Imagome District, Higashi-Osaka City**

This paper introduces the conservation and management efforts of the Kawanaka's residence and its *yashikirin* (homestead trees and hedges) in Higashi-Osaka City, which is unusual in that it is located in the city center, and examines the question of whether green space as private property can become an urban commons. The Kawanaka family began to involve citizens and local government in the management of their trees and hedges in the 1980s, and a network of citizen groups and volunteers has expanded ever since. Although the traditional use of the *yashikirin* as a source of fertilizer and fuel ceased, as of 2023, it functions as a new resource use for *madake* (Japanese bamboo) and acorns, a center for civic activities and events, and a place for volunteers to be active and relax. Until now, green spaces have been lost in cities, mainly in private lands as agricultural lands and woodlands. Collective management of commons is a creative process that involves the development of new values for their stakeholders and communities.